

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 27 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の川崎市長選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

令和 7 年 10 月 12 日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

(別紙省略)